

平成30年度 伊勢崎市総合教育会議

次 第

日 時 平成30年12月14日（金）
午後3時～
場 所 市役所本館5階職員研修室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 署名委員の指名

5 協議事項

(1) 学校における働き方改革と部活動のあり方について 【資料1、2】

6 その他

7 閉 会

学校における働き方改革について

1 教員の時間外勤務の実態

- (1) 労働基準法や給特法における教育職員の立場
 - ・時間外労働における割増賃金規定の適用除外
 - ・全員一律4%の教職調整額
- (2) 超勤4項目（教育職員に命じることができる業務）
 - ・校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - ・学校行事に関する業務
 - ・職員会議に関する業務
 - ・非常災害の場合、児童または生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合
その他やむを得ない場合に必要な業務
- (3) 小中学校教員の時間外勤務
 - ・小学校の6人に1人、中学校の2人に1人が過労死ライン
 - ・月平均の時間外労働が100時間を超える先生が市内に100人以上

2 学校現場に求められていること

「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文科科学省）

3 県や伊勢崎市の取組

【校務支援員（伊勢崎市）】

平成29年度より、昨年度は市内小中学校6校、今年度は12校に配置している。

【スクール・サポート・スタッフ（県）】

平成30年度より、校務支援員の配置のない12校に配置、県内60校に配置。

【出退勤管理】

平成30年度より、県教委作成の勤務時間記録ファイルで出退勤時刻を把握している。

【校務支援システム】

平成29年度より、全小中学校に校務支援ソフトを導入し、校務の効率化を図っている。

【学校閉庁日】

平成28年度より、夏休みに閉庁期間を設け、職員が勤務しない期間をつくっている。

【教科担当制の推進】

小学校高学年において、特配教員を活用した教科担当制を推進している。

【部活動指導員】

今年度は市内中学校2校に1名ずつ配置、来年度は11名配置する予定。

【部活動ガイドライン】

県教委の指針を受け、市独自の部活動ガイドラインを作成し運用している。

部活動のあり方について

1 伊勢崎市部活動ガイドラインの概要

(1) 休養日

- ・ 1週間のうち、2日以上（平日1日、土日のいずれか1日は必須）
- ・ 長期休業中は、土・日曜日を休養日とする。

(2) 活動時間

- ・ 生徒一人の1日の活動は、長くとも平日2時間程度。
- ・ 土日及び祝日・休日は3時間程度。
- ・ 朝練習をする場合は、朝練習と放課後の活動とを合わせて、平日の活動時間の枠の中で時間を配分。

2 保護者・生徒・職員の反応（2学期学校評価より）

【保護者】

- ・ 「部活動方針に則って運営されている」と保護者の90%以上が答えている。
- ・ 80%以上が練習時間や休養日が適切に設定されていると感じている。

【生徒】

- ・ 「部活動は計画的、規則的に活動が行われていて、健康管理や体調管理ができています。」と部活動に参加している生徒の80%以上が答えている。

【教職員】

- ・ 教職員の全員が「部活動ガイドラインに則って活動を運営している」と答えている。
- ・ 自ら進んで、部活動に取り組み、専門的スキルや体力、知識等を身につけることができている。

3 市スポーツ協会等との連携

技術や体力の向上に向けて、学校における部活動の他にも活動を希望する生徒に、スポーツ協会や各種団体が主催している練習会等の案内を行う等、多様な生徒のニーズに応じている。

4 熱中症予防対策

- ・ 熱中症指数計（WBGT 計）を活用し、中体連大会の中止や延期を判断した。
（総合体育大会…野球、バレーボール、ソフトテニスにおいて、試合の延期）
- ・ 市中体連が一丸となり、生徒の健康面・安全面を考慮し、運営について改善した。
（リーグ戦方式からトーナメント方式へ大会変更…試合時間、期間の短縮）
（開会式・閉会式を簡素化したり行わなかったりして、試合開始・終了時刻の短縮）